

個人情報保護基本方針

令和5年2月28日制定

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会（以下「当協会」といいます。）は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。「個人情報保護法」）に基づく個人情報の適正な取扱いの確保について取り組むために本個人情報保護基本方針を定めます。

1 当協会の名称・住所・代表者の氏名

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目960（JA三重ビル内）

会長理事 北川俊一

2 関係法令・ガイドライン等の遵守

当協会は、個人情報保護法その他の法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等を遵守して、個人情報の適正な取扱いを行います。

3 個人情報の取得・利用

当協会は、個人情報を適法かつ公正な手段によって取得し、法令に定める場合を除き、利用目的を公表または通知します（本方針による公表を含みます）。

当協会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に個人情報を利用いたします。

4 個人情報の利用目的

当協会は、当協会定款に定める目的の達成並びに事業を行うため、取得した個人情報を利用します。

5 個人情報の共同利用

上記、4の個人情報の利用目的の範囲内で適正に共同利用いたします。

6 個人情報の第三者提供

当協会は、法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。

7 安全管理措置に関する事項

当協会は、個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報を取り扱う従業者や委託先（再委託先を含みます。）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

8 個人情報の開示等の請求

当協会は、個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等の要求があったときは、法令に基づき、すみやかに対応します。

9 お問い合わせ窓口

当協会における個人情報の取扱いに関するお問い合わせや苦情に関しては、下記の窓口にご連絡ください。

① 住所 〒514-0004

三重県津市栄町1丁目960（JA 三重ビル内）

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会

② 電話番号 059-229-9124

③ 受付時間 月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）

9時～12時、13時～17時（職員不在の場合、留守番電話になる場合があります。）

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会（以下「協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、生産者の経営支援、需要拡大等を通じて、国民の重要な食料である青果物の計画的な生産とニーズに即した供給を図り、もって国民・三重県民の食生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青果物の価格差補給事業等に関する資金の造成及び管理に関する事業
- (2) 青果物の価格が大きく低迷した場合に、農業経営への影響を緩和し、生産者の経営安定を図るための価格差補給事業
- (3) 特定果実（果樹農業振興特別措置法に規定する特定果実をいう。以下同じ。）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業
- (4) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業
- (5) 青果物製品（青果物を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。）の原料として使用する青果物を安定的に供給する生産者に対し当該原料の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業
- (6) 青果物及び青果物製品の需要の増進を図るための事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか青果物の生産及び出荷の安定に関する事業
- (8) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第8号の事業は、三重県の区域において行う。

第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 この協会は、協会の目的及び事業に賛同する個人又は団体で、次条の規定により協会の会員となった者をもって構成する。

2 この協会に次の会員を置く。

(1) 正会員

ア この協会の区域の全部または一部をその地区とする農業協同組合中央会、若しくは協会の区域に従たる事務所を有する農業協同組合連合会

イ この協会の区域の一部をその地区とする農業協同組合

ウ 三重県

エ 三重県内市町（以下「市町」という）

オ 公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という）

カ この協会の区域の全部または一部をその地区とする事業協同組合連合会

キ この協会の区域の一部をその地区とする事業協同組合

ク この協会の区域の全部または一部をその地区とする県出荷事業者団体

ケ 果実加工業者

コ その他この協会の目的に賛同する者であつて、理事会において推せんを受けた者

(2) 指定・特定野菜会員

ア 指定・特定野菜相当規模生産者

3 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この協会の正会員になろうとする者は、協会所定の加入申込書を会長理事に提出し、理事会の承認を受けるものとする。ただし、三重県、市町及び中央果実協会以外の者にあつては、次に掲げる書類を加入申込書に添付しなければならない。

(1) 定款または、これにかわるべき規程

(2) 法人登記簿謄本

(3) その他理事会が必要と認めた書類

2 この協会は、前項の規定により入会の承認をしたときは、その旨を当該申込みをした者に通知し、引受預り金口数に応ずる金額の払込みをさせるものとする。

3 この協会の正会員になろうとする者は、前項の払込みをしたときに協会の正会員となる。

4 この協会の指定・特定野菜会員になろうとする者は、指定・特定野菜等の作付面積が定められた規模に達している事を証する書面を添付して加入申込書を提出しなければならない。

（会費等の負担）

第7条 正会員は、毎年度総会で別に定める会費を納入しなければならない。

なお、既納の会費は、正会員の退会の場合においてもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、6ヶ月前までに協会所定の脱退届を会長理事に提出することにより、事業年度の終りにおいて退会することができる。

ただし、協会がその会員に対し、退会を承認しない旨を通知した場合はこの限りでない。

2 この協会は、その会員の退会により、業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ前項のただし書きの通知をしてはならないものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。その場合協会は総会の開催日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(正会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 借入金の最高限度額の設定
- (7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 会長理事は、正会員の10分の1以上の議決権を有する会員から、総会の目的及び理由を示し請求があった場合、請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、その開催日の1週間前までにその会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、書面によって議決権を行使することができることを定めた場合には、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員現在数の半数以上が出席し、正会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散および解散の場合の残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。

4 前項の書面は、総会の日の直前の業務時間の終了時までに協会に到達しないときは無効とする。

5 第3項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

- 6 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席会員のなかから、その総会において選出された議事録署名人2人以上が前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長理事とする。
- 3 会長理事以外の理事のうち1名を副会長理事、1名を常務理事とする。
- 4 第2項の会長理事をもって一般法上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 3 理事は理事会の決議により会長理事、副会長理事、常務理事各1人を選任する。

(役員の欠格事由)

第21条 次に掲げる者は本会の役員となることができない。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処される可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処される可能性のある罪で起訴されている者

(役員資格喪失)

第 22 条 前条に該当するに至った者は、該当時点で本会の役員の資格を喪失する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、常務理事は、協会の業務を分担執行する。
- 3 会長理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 監事は、法令若しくは定款に違反等が認められる場合、理事会に報告しなければならない

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は会長理事がこれにあたる。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書等の承認
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長理事、副会長理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長理事が招集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、その開催日の 1 週間前までにその会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもって理事及び監事に通知しなければならない。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項に規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 この協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(基本財産)

第 34 条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄付又は補助された財産
 - (2) 総会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産
- 2 基本財産は、取崩等を行う場合にあっては、あらかじめ理事会及び総会の決議を受けなければならない。

(資産の管理)

第 35 条 この協会の資産は、会長理事がこれを管理し、その方法は次項の規定によるほか、理事会の決議を経て別に定める。

- 2 資産は、次の各号に掲げる方法によって運用する。
- (1) 理事会の決議を経て定めた金融機関への預金
 - (2) 国債、地方債その他理事会の決議を経て定めた有価証券の取得
- 3 前項の資産運用については、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って行わなければならない。

(預り金)

第 36 条 この協会は財政基盤の強化のため、正会員より預り金を徴収する。

- 2 正会員は預り金 10 口以上をこの協会に払い込むものとする。
- 3 預り金 1 口の額は 10,000 円とする。
- 4 預り金は、現金をもって払い込むものとする。
- 5 正会員は、預り金の払い込みについて相殺をもってこの協会に対抗することができない。
- 6 正会員が預り金の口数を増加しようとするときは、第 6 条の規定を準用する。ただし、同条第 1 項の添付書類は、提出することを要しない。
- 7 預り金は、次のいずれかに該当するときは、正会員の請求によりその正会員の預り金を限度として払い戻すものとする。
 - (1) 正会員が退会したとき
 - (2) この協会が解散したときただし、正会員が退会した場合の払い戻しは、退会した日の属する事業年度末において行うものとする。

(管理費等の支弁の方法)

第 37 条 この協会の管理費及び事務費は、正味財産及び預り金等の運用益又は一般正味財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号・第 3 号・第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告しその他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第8章 業務の執行

(業務方法書)

第41条 第4条各号に掲げる事業の実施については、業務方法書(業務方法書とは、協会の具体的な業務の方法の要領を記載した書類)の定めるところによる。

2 業務方法書は、理事会の決議を経て会長理事が定める。これを変更しようとするときも同様とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第47条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、会長理事が行う。

第12章 補 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この協会の最初の会長理事は小川英雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

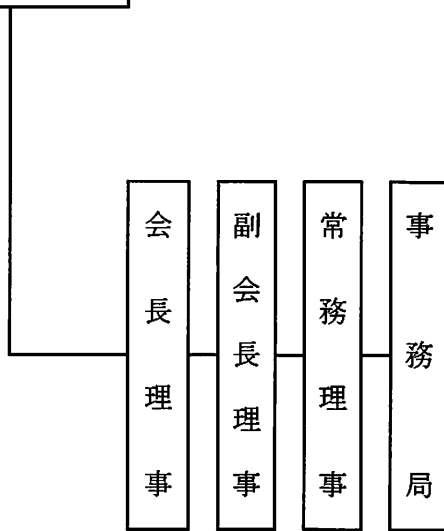
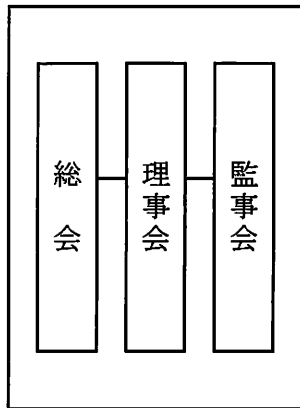
この定款の変更は平成28年6月27日から施行する。

附則

この定款の変更は平成30年6月25日から施行する。

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会会員名簿及び機構図

令和4年4月1日現在



正 会 員 (29会員)	三重県農業協同組合中央会
	三重県信用農業協同組合連合会
	全農三重県本部
	全共連三重県本部
	三重県厚生農業協同組合連合会
	三重北農業協同組合
	鈴鹿農業協同組合
	津安芸農業協同組合
	みえなか農業協同組合
	多気郡農業協同組合
	伊勢農業協同組合
	伊賀ふるさと農業協同組合
	三重県
	木曾岬町
	桑名市
	東員町
	菰野町
	鈴鹿市
	津市
	松阪市
	明和町
	玉城町
	伊勢市
	鳥羽市
	志摩市
	伊賀市
	名張市
	熊野市
	(公財)中央果実協会

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会役員

令和5年8月10日現在

役職名	氏名	所属役職
会長理事	北川 俊一	全国農業協同組合連合会三重県本部運営委員会副会長
副会長理事	西村 隆行	伊勢農業協同組合代表理事組合長
常務理事	中野 眞司	全国農業協同組合連合会三重県本部県本部長
理事	渥美 和生	三重県市長会事務局長
理事	山本 耕司	三重県町村会事務局長
理事	生川 秀治	三重北農業協同組合代表理事組合長
理事	谷口 俊二	鈴鹿農業協同組合代表理事組合長
理事	水谷 隆	津安芸農業協同組合代表理事組合長
監事	西井 正	多気郡農業協同組合代表理事組合長
監事	山本 清巳	みえなか農業協同組合代表理事組合長

令和4年度事業報告

1 野菜関係

気象は、4月は気温が高く5月上中旬は低温になった。6月下旬は急激に高温になりその後、9月中頃まで暑い日が多かった。9月下旬から朝夕涼しくなった。11月下旬は記録的な気温高になり、12月は冬らしい気温になった。1月上中旬は暖かく下旬は大寒波が襲来した。その後は寒暖があり、3月は過去にない気温高となった。降雨は、7月は梅雨期間が短く少雨、8月中下旬から9月初めにかけては秋雨が続いた。総じて、寒暖差が大きい中、気温は高く、降雨量は少なかった。台風の襲来はなかった。

生産販売状況について、全国的には台風襲来や集中豪雨があったが、出荷に大きな影響を及ぼすことはなく、比較的安定した需給バランスで推移したが、秋冬作は天候に恵まれ順調な出荷になり、市況は低迷した。

1) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

天候による作柄変動等により、時として価格が著しく低下し生産者の経営が圧迫され再生産に支障をきたし、供給体制が不安定化することがないよう、国民・県民へ野菜を安定供給するために、対象特定野菜等の価格の著しい低落があった場合、生産者に価格差補給金が交付できるよう、国・県の補助金並びに共同出荷組織等負担金を積み立てるとともに、共同出荷組織等に価格差補給金を交付した。

(1) 交付予約申し込み数量は、1,344トン（前年度1,283トン、前年度対比104.8%）となり、4年ぶりに増加した。増加の主な要因は、鈴鹿秋冬ねぎの面積増加並びに、伊勢市・玉城町ブロッコリーが新たに産地選定されたことによるものであった。一方で、いちご、かぼちゃ、夏秋・冬春トマトは減少した。

また、令和5年度前期の交付予約申し込みが2月に行われ、交付予約数量は、332トン（前年359トン、前年比92.5%）となった。ブロッコリー4-6月期の申し込みが新たに行われた一方で、夏秋・冬春トマト、いちご、かぶは減少した。

(2) 交付準備金は、共同出荷組織（全農三重県本部負担金）について、8月申し込み（対象出荷期間：令和4年10月～令和5年3月）は2,178,501円を造成し、2月申込み（対象出荷期間：令和5年4月～9月）は510,609

円を返戻した。三重県（補助金）について、令和4年度分として、1,274,061円を造成した。

また、(独)農畜産業振興機構から価格差補給金交付の都度、助成金として総額935,422円の交付を受けた。

(3) 価格差補給交付金は、令和3事業年度分965,819円、令和4事業年度分928,584円、合計1,894,403円(前年度2,705,441円、前年度対比70.0%)となった。

令和4事業年度は、かぶ4・6月70,669円、冬春きゅうり5・6月23,032円、夏秋トマト7・9月36,636円、かぼちゃ8・10月8,087円、冬春トマト11・12月272,150円、ブロッコリー10・12月518,010円が交付された。

(4) その他 事務の適正化を図るため、野菜価格安定対策事業JA担当者説明会を令和4年6月に開催した。(全農三重県本部共催)

〔特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施状況（事業年度別）〕

事業年度 項目	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
交付予約数量(トン)	2,816	1,906	1,283	1,344
資金造成額(千円)	93,918	69,370	62,647	63,253
補給金交付対象数量(トン)	1,578	526	355	81
補給金交付額(千円)	23,171	3,978	3,507	929
交付率(%)	24.7	5.7	5.6	1.5

注. 令和4年度の補給金交付対象数量、補給金交付額並びに交付率について、冬春トマト1～2月期・3～4月期、ブロッコリー・冬キャベツ・冬にんじん・秋冬ねぎ1～3月期、いちご3月期、は含まない。

2) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法に基づき、三重県の令和4年度指定野菜価格安定対策事業に係る資金造成計画の資金繰入手続き（必要造成額9,155.5千円）を行うとともに、補てん金が適正に交付されるよう、(独)農畜産業振興機構と全農三重県本部が集計した市場販売価格等の数値の確認作業を行った。

また、(独)農畜産業振興機構による野菜価格安定事業の推進に係る委託業務（野菜の生産出荷等状況調査：長島地区・冬春トマト）並びに、重要野菜緊急給調整等に係る産地情報調査員設置事業（野菜の生産出荷動向等の情報収集：四日市地区・秋冬はくさい）に関する業務を行った。

3) 野菜産地振興事業（令和2年度から令和4年度の3か年継続事業）

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び指定野菜価格安定対策事業の対象産地における出荷量の拡大や新たな対象産地作り並びに、産地強化計画の取り組みに係る経費を助成する協会事業で、4団体に助成金支出を行った。

[事業実施内容]

(単位：円)

団体	対象品目	事業費	助成額
白菜部会(JA多気郡)	白菜(減農薬・機器助成)	321,819	160,909
青ねぎ部会(JA伊勢)	青ねぎ(育苗対策・機器助成)	864,100	300,000
ネギ生産部会白ネギ部会(JA津安芸)	白ねぎ(播種機・定植機)	167,726	83,863
水沢野菜出荷部会(JAみえきた)	ブロッコリー(残渣粉碎アタッチメント)	481,818	240,909
合計		1,835,463	785,681

2 果樹関係

国が定めた果樹農業振興基本方針に基づき、産地の生産基盤強化や高品質果実の安定的かつ計画的な生産・出荷の推進等に取り組んだ。

また、産地自らが策定した産地計画による果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援対策事業・果樹先導的取組支援事業を実施した。

1) 高品質果実の安定的かつ計画的な生産・出荷の推進等

全国果実生産出荷安定協議会（全果協）は、うんしゅうみかんの生産目標量を742千トンと定め、本県は18,100トン、うち生食用出荷量16,260トンとされた。これを受け、三重県果実生産出荷安定協議会（県果協）と連携し、計画的な生産出荷を推進するため、県果協と連携し、4～5月に開花調査、8～9月に相互査察を行った。

年回りは裏年の中、開花状況について、開花期早晩は、年明け以降の冷え込み、3月から4月の寒暖・乾燥のため昨年より遅れたものの、平年と比べやや早かった。また、着花量は、三重南紀地域はやや多、中南勢地域は少から中であった。

摘果状況について、概ね良好であった。着果・肥大は、三重南紀地域は、着果は良好、少雨のため小玉傾向であった。中南勢地域は、着果は少なめ、や

や大玉傾向であった。県下全般に 6 月高温のため普通種は生理落果が多くなった。

出荷状況について、主産地において極早生の出荷が 9 月中旬から始まり、小玉傾向であった。また、普通種は県下全般に大玉傾向になった。

2) 果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業・果樹先導的取組支援事業

競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した産地計画に基づき、支援対象者が行う優良な品目又は品種への転換、小規模園地整備その他の経営基盤を強化する取り組みに要する経費を補助する事業で、(公財)中央果実協会の指導のもと、補助金の申請、交付を行った。

[令和 4 年度事業「承認申請」補助金額]

(単位：円)

産地協議会	区分	内訳		合計
		果樹経・未収益	先導的	
三重南紀みかん産地再構築委員会	推進事務費	200,000		200,000
	第1次	27,410,954	795,000	28,205,954
	第2次	11,396,271	475,000	11,871,271
	(小計)	(39,007,225)	(1,270,000)	(40,277,225)
南勢産地協議会	第1次	1,701,200	1,251,570	2,952,770
紀北地域果樹産地協議会	第1次	4,766,550		4,766,550
伊賀地域梨産地協議会	第1次	587,560	1,832,840	2,420,400
御浜柑橘産地協議会	第1次	1,710,000		1,710,000
	第2次	1,350,000		1,350,000
	(小計)	(3,060,000)		(3,060,000)
合計		49,122,535	4,354,410	53,476,945

〔令和 3 年度事業補助金交付額〕

(単位：円)

産地協議会	区分	内訳		合計
		果樹経・未収益		
南勢産地協議会	第1次	1,898,583		1,898,583
松阪柑橘産地協議会	第1次	834,990		834,990
伊賀地域梨産地協議会	第1次	4,149,989		4,149,989
	第2次	2,449,030		2,449,030
	(小計)	(6,599,019)		(6,599,019)
三重南紀みかん産地再構築委員会		28,697,764		28,697,764
合計		38,030,356		38,030,356

〔令和 4 年度事業補助金交付額〕

(単位：円)

産地協議会	区分	内訳		合計
		果樹経・未収益	先導的	
南勢産地協議会	第1次		1,251,570	1,251,570
伊賀地域梨産地協議会	第1次	521,330	1,832,840	2,354,170
三重南紀みかん産地再構築委員会	第1次		360,987	360,987
	第2次		401,615	401,615
	推進事務費	144,179		144,179
	(小計)	(144,179)	(762,602)	(906,781)
合計		665,509	3,847,012	4,512,521

上記、令和 3 年度事業補助金交付額と令和 4 年度事業補助金交付額の合計額

42,542,877 円

(内訳 果樹経 21,171,065 円、未収益 17,524,800 円、先導的 3,847,012 円)

〔事業別交付年度別補助金交付額〕

(単位：千円)

事業 / 交付年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
果樹経営支援 対策事業	改植	22,467	23,427	17,544	12,094
	新植			1,984	4,973
	高接		175	15	77
	小規模園地整備	304	505		
	用水かん水	3,242	1,702	2,915	3,981
	廃園				
	放任園防止対策			511	
	特認			292	
	推進事業		71		
	推進事務費	132	131	158	144
	小計	26,145	26,011	23,420	21,270
果樹未収益期間支援事業		21,619	22,458	18,958	17,426
果樹先導的取 組支援事業	小規模園地整備				495
	用水かん水				2,595
	特認				757
	小計				3,847
合計		47,764	48,468	42,377	42,543

注. 四捨五入のため合計が合わないことがある。

3) 果実特別事業

生産振興並びに需要開拓に係る経費を助成する協会事業で、果樹産地生産振興・需要開拓助成事業（令和2年度から令和4年度の3か年継続事業）を実施し、3団体に助成金支出を行った。

〔事業実施内容〕

(単位：円)

団体	対象品目	事業費	助成金
マルゴ柑橘部 (JA 伊勢)	柑橘(生産振興ドローン防除・機器助成)	96,748	48,374
三重南紀みかん産地再構築委員会 (JA 伊勢)	柑橘(生産振興マイクロスプリンクラー・機器助成)	1,028,690	300,000
	柑橘(Sマルチ栽培実証助成)	629,181	300,000
JA 多気郡次郎柿出荷部会(JA 多気郡)	次郎柿(低樹高密植栽培実証助成)	233,591	116,795
合計		1,988,210	765,169

4) 消費宣伝対策

全農三重県本部による温州みかん量販店消費宣伝並びに、輸出に係る販促資材、柑橘販路拡大消費宣伝の助成を行った。また、三重県果実生産出荷安定協議会による、温州みかん適正生産出荷販売のための摘果サイザー作成の助成を行った。

〔事業実施内容〕

(単位：円)

団体	内容	助成金
全農三重県本部	温州みかん量販店消費宣伝	220,000
	輸出に係る販促資材(台湾)	30,000
	柑橘輸出消費宣伝(タイ)	100,000
	小 計	350,000
三重県果実生産出荷安定協議会	家庭選別用規格板	140,000
合 計		490,000

3 公益社団法人移行に伴う体制整備等の取り組み

1) インターネット上の情報公開

全国公益法人協会の情報公開電子公告サイト上で情報公開した。

2) 会計事務の支援体制の構築

契約税理士事務所より、指導を受けた。

I 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

勘定科目	当年度 (A)	前年度 (B)	増減 (A - B)
I. 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	4,535,653	4,314,064	221,589
定期預金	6,000,000	6,000,000	0
未収金	2,284,813	2,284,813	0
流動資産合計	12,820,466	12,598,877	221,589
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
特別基金引当資産	44,948,280	46,279,080	△ 1,330,800
基本財産引当資産	17,670,400	18,253,422	△ 583,022
基本財産合計	62,618,680	64,532,502	△ 1,913,822
(2) 特定資産			
預り金引当資産	425,187,619	437,139,798	△ 11,952,179
事業預り金引当資産	7,016,139	7,016,139	0
特定野菜交付準備金引当資産	65,022,861	64,887,988	134,873
特定資産合計	497,226,619	509,043,925	△ 11,817,306
(3) その他固定資産			
外部出資金	25,745,000	25,745,000	0
投資有価証券	54,711,976	57,420,407	△ 2,708,431
その他固定資産合計	80,456,976	83,165,407	△ 2,708,431
固定資産合計	640,302,275	656,741,834	△ 16,439,559
資産合計	653,122,741	669,340,711	△ 16,217,970
II. 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
預り金 (会 員)	381,830,000	381,830,000	0
事業預り金	7,016,139	7,016,139	0
交付準備金 (特定野菜)	62,265,939	60,282,967	1,982,972
固定負債合計	451,112,078	449,129,106	1,982,972
負債合計	451,112,078	449,129,106	1,982,972
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
特別基金	44,948,280	46,279,080	△ 1,330,800
基本財産	17,670,400	18,253,422	△ 583,022
指定正味財産合計	62,618,680	64,532,502	△ 1,913,822
(うち基本財産への充当額)	(62,618,680)	(64,532,502)	(△ 1,913,822)
2. 一般正味財産	139,391,983	155,679,103	△ 16,287,120
(うち特定資産への充当額)	(46,114,541)	(59,914,819)	(△ 13,800,278)
正味財産合計	202,010,663	220,211,605	△ 18,200,942
負債及び正味財産合計	653,122,741	669,340,711	△ 16,217,970

II 正味財産増減計算書 (自)令和4年4月1日 (至)令和5年3月31日 (単位:円)

勘定科目	当年度 (A)	前年度 (B)	増減 (A-B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	919,902	919,902	0
基本財産運用益	919,902	919,902	0
特定資産運用益	6,069,996	6,069,996	0
預り金運用益	6,069,996	6,069,996	0
事業収益	6,792,996	8,377,176	△ 1,584,180
特定野菜補助金	935,422	1,163,165	△ 227,743
特定野菜造成資金負担金	3,452,562	1,117,814	2,334,748
特定野菜交付準備金戻入	2,405,012	6,096,197	△ 3,691,185
受取補助金	51,698,377	62,602,082	△ 10,903,705
指定野菜受取補助金	9,155,500	20,225,000	△ 11,069,500
果樹経営支援対策事業補助金	21,171,065	23,419,522	△ 2,248,457
果樹未収益期間支援事業補助金	17,524,800	18,957,560	△ 1,432,760
果樹先導的取組支援事業	3,847,012	0	3,847,012
雑収	3,028,187	3,045,308	△ 17,121
受取助成金	1,374,125	1,262,641	111,484
交付準備金運用益	513,023	512,977	46
一般正味財産運用益	1,141,039	1,269,690	△ 128,651
経常収益計	68,509,458	81,014,464	△ 12,505,006
(2) 経常費用			
事業費	6,792,996	8,377,176	△ 1,584,180
特定野菜等価格差補給事業	1,894,403	2,705,441	△ 811,038
特定野菜等価格差補給事業戻入金	510,609	3,390,756	△ 2,880,147
特定野菜交付準備金繰入	4,387,984	2,280,979	2,107,005
補助事業費	51,698,377	62,602,082	△ 10,903,705
指定野菜価格安定対策事業	9,155,500	20,225,000	△ 11,069,500
果樹経営支援対策事業	21,171,065	23,419,522	△ 2,248,457
果樹未収益期間支援事業	17,524,800	18,957,560	△ 1,432,760
果樹先導的取組支援事業	3,847,012	0	3,847,012
特別事業費	2,040,850	1,752,951	287,899
野菜果実特別事業	1,550,850	1,161,591	389,259
消費宣伝費	490,000	591,360	△ 101,360
事業管理費	6,199,395	5,988,679	210,716
給料手当	5,049,000	5,049,000	0
福利厚生費	0	20,702	△ 20,702
会議費	113,146	82,960	30,186
旅費交通費	181,440	150,200	31,240
通信運搬費	105,626	94,736	10,890
消耗什器備品費	51,425	0	51,425
消耗品費	259,670	156,977	102,693
印刷製本費	49,874	45,679	4,195
賃借料	361,846	361,846	0
雑費	27,368	26,579	789

勘定科目	当年度 (A)	前年度 (B)	増減 (A - B)
管 理 費	1,556,251	1,645,019	△ 88,768
給 料 手 当	891,000	891,000	0
福 利 厚 生 費	0	3,653	△ 3,653
事 務 委 託 費	254,548	254,548	0
会 議 費	51,353	44,396	6,957
旅 費 交 通 費	102,000	78,000	24,000
通 信 運 搬 費	32,773	35,744	△ 2,971
消 耗 什 器 備 品 費	9,075	0	9,075
消 耗 品 費	45,821	25,643	20,178
印 刷 製 本 費	28,825	26,433	2,392
研 修 ・ 図 書 費	72,000	215,457	△ 143,457
賃 借 料 費	63,854	63,854	0
雑 費	5,002	6,091	△ 1,089
租 税 公 課	0	200	△ 200
経 常 費 用 計	68,287,869	80,365,907	△ 12,078,038
評価損益調整前当期経常増減額	221,589	648,557	△ 426,968
預り金引当資産評価損益	△ 11,952,179	△ 8,944,663	△ 3,007,516
特定野菜交付準備金引当資産評価損益	△ 1,848,099	△ 764,220	△ 1,083,879
投資有価証券評価損益	△ 2,708,431	△ 1,125,490	△ 1,582,941
評価損益等計	△ 16,508,709	△ 10,834,373	△ 5,674,336
当期経常増減額	△ 16,287,120	△ 10,185,816	△ 6,101,304
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
特定野菜等価格差補給金返還金受入	0	1,958	△ 1,958
経常外収益計	0	1,958	△ 1,958
(2) 経常外費用			
特定野菜等価格差補給金返還金	0	1,958	△ 1,958
経常外費用計	0	1,958	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 16,287,120	△ 10,185,816	△ 6,101,304
一般正味財産期首残高	155,679,103	165,864,919	△ 10,185,816
一般正味財産期末残高	139,391,983	155,679,103	△ 16,287,120
II 指定正味財産増減の部			
特別基金評価益	△ 1,330,800	△ 990,280	△ 340,520
基本財産評価益	△ 583,022	△ 357,783	△ 225,239
当期指定正味財産増減額	△ 1,913,822	△ 1,348,063	△ 565,759
指定正味財産期首残高	64,532,502	65,880,565	△ 1,348,063
指定正味財産期末残高	62,618,680	64,532,502	△ 1,913,822
III 正味財産期末残高	202,010,663	220,211,605	△ 18,200,942

Ⅲ 正味財産増減計算書内訳表

(自)令和4年4月1日 (至)令和5年3月31日

(単位：円)

勘定科目	公益目的事業会計 公1・青果物事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	919,902	919,902
基本財産運用益	0	919,902	919,902
特定資産運用益	4,886,348	1,183,648	6,069,996
預り金運用益	4,886,348	1,183,648	6,069,996
事業収益	6,792,996	0	6,792,996
特定野菜補助金	935,422	0	935,422
特定野菜造成資金負担金	3,452,562	0	3,452,562
特定野菜交付準備金戻入	2,405,012	0	2,405,012
受取補助金	51,698,377	0	51,698,377
指定野菜受取補助金	9,155,500	0	9,155,500
果樹経営支援対策事業補助金	21,171,065	0	21,171,065
果樹未収益期間支援事業補助金	17,524,800	0	17,524,800
果樹先導的取組支援事業	3,847,012	0	3,847,012
普通財産収益	1,887,148	1,141,039	3,028,187
受取助成金	1,374,125	0	1,374,125
交付準備金運用益	513,023	0	513,023
一般正味財産運用益	0	1,141,039	1,141,039
経常収益計	65,264,869	3,244,589	68,509,458
(2) 経常費用			
事業費	6,792,996	0	6,792,996
特定野菜等価格差補給事業	1,894,403	0	1,894,403
特定野菜等価格差補給事業戻金	510,609	0	510,609
特定野菜交付準備金繰入	4,387,984	0	4,387,984
補助事業費	51,698,377	0	51,698,377
指定野菜価格安定対策事業	9,155,500	0	9,155,500
果樹経営支援対策事業	21,171,065	0	21,171,065
果樹未収益期間支援事業	17,524,800	0	17,524,800
果樹先導的取組支援事業	3,847,012	0	3,847,012
特別事業費	2,040,850	0	2,040,850
野菜果実特別事業費	1,550,850	0	1,550,850
消費宣伝費	490,000	0	490,000
事業管理費	6,199,395	0	6,199,395
給料手当	5,049,000	0	5,049,000
会議費	113,146	0	113,146
旅費交通費	181,440	0	181,440
通信運搬費	105,626	0	105,626
消耗什器備品費	51,425	0	51,425
消耗品費	259,670	0	259,670
印刷製本費	49,874	0	49,874
賃借料	361,846	0	361,846
雑費	27,368	0	27,368

勘定科目	公益目的事業会計 公1・青果物事業	法人会計	合計
管 理 費	0	1,556,251	1,556,251
給 料 手 当	0	891,000	891,000
事 務 委 託 費	0	254,548	254,548
会 議 費	0	51,353	51,353
旅 費 交 通 費	0	102,000	102,000
通 信 運 搬 費	0	32,773	32,773
消 耗 什 器 備 品 費	0	9,075	9,075
消 耗 品 費	0	45,821	45,821
印 刷 製 本 費	0	28,825	28,825
研 修 ・ 図 書 費	0	72,000	72,000
賃 借 料 費	0	63,854	63,854
雑 費	0	5,002	5,002
經常費用計	66,731,618	1,556,251	68,287,869
評価損益調整前当期經常増減額	△ 1,466,749	1,688,338	221,589
預り金引当資産評価損益	△ 9,621,504	△ 2,330,675	△ 11,952,179
特定野菜交付準備金引当資産評価損益	△ 1,848,099	0	△ 1,848,099
投資有価証券評価損益	0	△ 2,708,431	△ 2,708,431
評価損益等計	△ 11,469,603	△ 5,039,106	△ 16,508,709
当期經常増減額	△ 12,936,352	△ 3,350,768	△ 16,287,120
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 12,936,352	△ 3,350,768	△ 16,287,120
一般正味財産期首残高	121,308,136	34,370,967	155,679,103
一般正味財産期末残高	108,371,784	31,020,199	139,391,983
II 指定正味財産増減の部			
特別基金評価益	0	△ 1,330,800	△ 1,330,800
基本財産評価益	0	△ 583,022	△ 583,022
当期指定正味財産増減額	0	△ 1,913,822	△ 1,913,822
指定正味財産期首残高	41,690,840	22,841,662	64,532,502
指定正味財産期末残高	41,690,840	20,927,840	62,618,680
III 正味財産期末残高	150,062,624	51,948,039	202,010,663

IV 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

時価のないもの…個別法による原価法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
特別基金引当資産	46,279,080	4,948,280	6,279,080	44,948,280
基本財産引当資産	18,253,422	1,572,900	2,155,922	17,670,400
小 計	64,532,502	6,521,180	8,435,002	62,618,680
特定資産				
預り金引当資産	437,139,798	43,357,619	55,309,798	425,187,619
事業預り金引当資産	7,016,139	0	0	7,016,139
特定野菜交付準備金引当資産	64,887,988	7,144,906	7,010,033	65,022,861
小 計	509,043,925	50,502,525	62,319,831	497,226,619
合 計	573,576,427	57,023,705	70,754,833	559,845,299

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債から の充当額)
基本財産				
特別基金引当資産	44,948,280	(44,948,280)	(0)	(0)
基本財産引当資産	17,670,400	(17,670,400)	(0)	(0)
小 計	62,618,680	(62,618,680)	(0)	(0)
特定資産				
預り金引当資産	425,187,619	(0)	(43,357,619)	(381,830,000)
事業預り金引当資産	7,016,139	(0)	(0)	(7,016,139)
特定野菜交付準備金引当資産	65,022,861	(0)	(2,756,922)	(62,265,939)
小 計	497,226,619	(0)	(46,114,541)	(451,112,078)
合 計	559,845,299	(62,618,680)	(46,114,541)	(451,112,078)

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	BS上の記載区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定野菜等価格差補給事業	(独)農畜産業振興機構	注1	0	935,422	935,422	0
	三重県		30,593,701	1,274,061	479,488	31,388,274
指定野菜価格安定対策事業	三重県		0	9,155,500	9,155,500	0
果樹経営支援対策事業	(公財)中央果実協会		0	21,171,065	21,171,065	0
果樹未収益期間支援事業			0	17,524,800	17,524,800	0
果樹先導的取組支援事業			0	3,847,012	3,847,012	0
合 計			30,593,701	53,907,860	53,113,287	31,388,274

注1. 特定資産・特定野菜交付準備金引当資産

5. 金融商品の状況

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源の一部を運用益によって賄うため、債券により資産運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、債券であり、市場価格の変動リスクにさらされている。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

① 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用規程に基づき行う。

② 市場リスクの管理

債券については時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

V 附属明細書

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

VI 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
普通預金	三重県信連	運転資金である。	4,535,653
定期預金	〃	〃	6,000,000
未収金	国債未収利息	国債の利息未収金である。	2,284,813
流動資産合計			12,820,466
(固定資産)			
基本財産		<基本財産計>	62,618,680
特別基金引当資産	計	過年度の果実交付準備金の運用益を積立てた管理目的の財源として使用する財産であり、運用益を管理目的に使用している。	44,948,280
	第11回利付国債		40,000,000
	第11回利付国債評価益		4,948,280
基本財産引当資産	計	管理目的の財源として使用する財産であり、運用益を管理目的に使用している。	17,670,400
	第149回利付国債		16,097,500
	第149回利付国債評価益		1,572,900
特定資産		<特定資産計>	497,226,619
預り金引当資産	計	協会運営のための会員からの預り金であり、運用益を公益目的事業(公1:80.5%)及び管理目的(19.5%)として使用している。	425,187,619
	第145回利付国債		101,000,000
	第145回利付国債評価益		12,494,407
	第11回利付国債		80,000,000
	第11回利付国債評価益		9,896,560
	第149回利付国債		200,830,000
	第149回利付国債評価益		20,966,652
事業預り金引当資産	定期預金(三重県信連)	野菜の公益目的事業に使用している預り金である。	7,016,139
特定野菜交付準備金引当資産	計	特定野菜等価格差補給事業に使用している公益目的事業資産である。	65,022,861
	普通預金(三重県信連)		8,621,020
	定期預金(三重県信連)		19,260,869
	第149回利付国債		34,384,050
	第149回利付国債評価益		2,756,922
その他固定資産		<その他固定資産計>	80,456,976
外部出資金	三重県信連	運用益を管理目的に使用している。	25,745,000
投資有価証券	計	運用益を管理目的に使用している。	54,711,976
	第149回利付国債		50,638,450
	第149回利付国債評価益		4,073,526
固定資産合計			640,302,275
資産合計			653,122,741
(流動負債)			0
流動負債合計			0
(固定負債)			
預り金(会員)	会員	協会運営のための会員からの預り金である。	381,830,000
事業預り金	三重県	野菜の公益目的事業に使用している預り金である。	7,016,139
交付準備金(特定野菜)	生産者・三重県	野菜の公益目的事業に使用している準備金である。	62,265,939
固定負債計			451,112,078
負債計			451,112,078
正味財産			202,010,663

VI 財産目録

令和4年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
普通預金	三重県信連	運転資金である。	4,314,064
定期預金	〃	〃	6,000,000
未収金	国債未収利息	国債の利息未収金である。	2,284,813
流動資産合計			12,598,877
(固定資産)			
基本財産		<基本財産計>	64,532,502
特別基金引当資産	計	過年度の果実交付準備金の運用益を積立てた管理目的の財源として使用する財産であり、運用益を管理目的に使用している。	46,279,080
	第11回利付国債		40,000,000
	第11回利付国債評価益		6,279,080
基本財産引当資産	計	管理目的の財源として使用する財産であり、運用益を管理目的に使用している。	18,253,422
	第149回利付国債		16,097,500
	第149回利付国債評価益		2,155,922
特定資産		<特定資産計>	509,043,925
預り金引当資産	計	協会運営のための会員からの預り金であり、運用益を公益目的事業(公1:80.5%)及び管理目的(19.5%)として使用している。	437,139,798
	第145回利付国債		101,000,000
	第145回利付国債評価益		15,854,677
	第11回利付国債		80,000,000
	第11回利付国債評価益		12,558,160
	第149回利付国債		200,830,000
	第149回利付国債評価益		26,896,961
事業預り金引当資産	定期預金(三重県信連)	野菜の公益目的事業に使用している預り金である。	7,016,139
特定野菜交付準備金引当資産	計	特定野菜等価格差補給事業に使用している公益目的事業資産である。	64,887,988
	普通預金(三重県信連)		6,638,048
	定期預金(三重県信連)		19,260,869
	第149回利付国債		34,384,050
	第149回利付国債評価益		4,605,021
その他固定資産		<その他固定資産計>	83,165,407
外部出資金	三重県信連	運用益を管理目的に使用している。	25,745,000
投資有価証券	計	運用益を管理目的に使用している。	57,420,407
	第149回利付国債		50,638,450
	第149回利付国債評価益		6,781,957
固定資産合計			656,741,834
資産合計			669,340,711
(流動負債)			0
流動負債合計			0
(固定負債)			
預り金(会員)	会員	協会運営のための会員からの預り金である。	381,830,000
事業預り金	J A・三重県	野菜の公益目的事業に使用している預り金である。	7,016,139
交付準備金(特定野菜)	生産者・三重県	野菜の公益目的事業に使用している準備金である。	60,282,967
固定負債計			449,129,106
負債計			449,129,106
正味財産			220,211,605

I 令和6年度事業計画書

野菜業務、果実業務について、国、三重県、(独)農畜産業振興機構及び(公財)中央果実協会の指導のもと、会員が一体となって各種事業を実施し、三重県園芸作物の生産、出荷及び流通の安定を図り、農家経営の健全な発展に努める。

1. 野菜関係

野菜生産について、天候の影響による作柄の変動等のため、時として価格が著しく低下し農家経営が圧迫されることがあり、再生産に影響を与える場合がある。

このため、生産の安定を図り、もって農家経営の健全な発展に向けて、国が実施する野菜価格安定制度等に基づき次の事業に取り組む。

1) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜価格が著しく低下した場合に、野菜農家の経営安定と次期作の確保を図るため、価格差補給交付金を交付する特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する。

2) 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業の県負担金の資金造成業務並びに、補填金が適正に生産者へ交付されるよう(独)農畜産業振興機構と全農三重県本部が集計した市場販売価格等の数値の確認作業、野菜価格安定事業の推進に係る委託業務、重要野菜緊急需給調整等に係る産地情報調査員設置事業等に関する業務を行う。

3) 野菜産地振興事業

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び指定野菜価格安定事業の産地拡大・新規産地育成並びに、産地強化計画に則した生産振興を図るための支援を行う。

2. 果実関係

果樹産地において、園地整備の遅れや荒廃、生産者の高齢化など生産基盤の脆弱化により、今後、農家数や栽培面積が大幅に減少することが懸念され、安定供給体制の維持が危惧される。

このため、国の果樹農業振興基本方針等に基づき、計画的・戦略的な取り組みを進め産地の構造改革を図り、生産力の増強を図る必要がある。

こうした状況のもと、三重県果実生産出荷安定協議会等と連携・協力し次の事業に取り組む。

1) 果樹農業生産力増強総合対策

三重県果実生産出荷安定協議会等と連携し、うんしゅうみかん等、果実の生産力増強対策を実施する。

この中で、果樹経営支援対策・果樹未収益期間支援（産地生産基盤パワーアップ事業（果樹先導的取組支援事業）を含む）、優良苗木の安定確保等対策、花粉確保対策、自然災害被害果実加工利用促進等対策、未来型果樹農業等推進条件整備等に取り組む。

2) 果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業・花粉確保対策事業

産地計画に基づく、担い手や産地が行う優良品目・品種への新植・改植、整備事業・推進事業に対し、支援する。この事業を担い手や産地に周知し、事業の有効活用がさらに高まるよう取り組む。

また、人工授粉用のなし等花粉の安定供給を確保する取り組みを支援する。

3) 果実特別事業

産地計画に基づく生産振興や需要の拡大・販路開拓等を図るための支援を行う。

4) 消費拡大対策

全農三重県本部等と連携し、うんしゅうみかんの試食宣伝等を行い、消費拡大を図る。

3. 法人運営関係

1) 協会業務の適正かつ円滑な運営のため、総会・理事会・事業検討会等を開催する。

2) 公告並びにインターネットでの情報公開を行う。

3) セミナーへの参加や契約税理士等の指導を受け、適正な会計事務・法人運営を行う。

II 令和6年度収支予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和6年度 (A)	前年度 (B)	増減 (A-B)	備考
I. 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	920,000	920,000	0	
基本財産運用益	920,000	920,000	0	
特定資産運用益	6,070,000	6,070,000	0	
預り金運用益	6,070,000	6,070,000	0	
事業収益	6,500,000	24,000,000	△ 17,500,000	
特定野菜補助金	1,000,000	2,200,000	△ 1,200,000	
特定野菜造成資金負担金	500,000	2,300,000	△ 1,800,000	
特定野菜交付準備金戻入	5,000,000	19,500,000	△ 14,500,000	
受取補助金	50,000,000	50,000,000	0	
指定野菜価格安定対策事業補助金	7,000,000	7,000,000	0	
果樹経営支援対策事業補助金	23,000,000	23,000,000	0	
果樹未収益期間支援事業補助金	20,000,000	20,000,000	0	
普通財産収益	3,090,000	2,890,000	200,000	
受取助成金	1,450,000	1,250,000	200,000	
交付準備金運用益	510,000	510,000	0	
一般正味財産運用益	1,130,000	1,130,000	0	
経常収益計	66,580,000	83,880,000	△ 17,300,000	
(2) 経常費用				
事業費	6,500,000	24,000,000	△ 17,500,000	
特定野菜等価格差補給事業	2,000,000	4,500,000	△ 2,500,000	
特定野菜等価格差補給事業返戻金	3,000,000	15,000,000	△ 12,000,000	
特定野菜交付準備金繰入	1,500,000	4,500,000	△ 3,000,000	
補助事業費	50,000,000	50,000,000	0	
指定野菜価格安定対策事業	7,000,000	7,000,000	0	
果樹経営支援対策事業	23,000,000	23,000,000	0	
果樹未収益期間支援事業	20,000,000	20,000,000	0	
特別事業費	1,900,000	1,900,000	0	
野菜果実特別事業	1,500,000	1,500,000	0	
消費宣伝費	400,000	400,000	0	
事業管理費	6,470,000	6,320,000	150,000	
給料手当	5,010,000	5,010,000	0	
福利厚生費	20,000	20,000	0	
会議費	300,000	100,000	200,000	
旅費交通費	340,000	340,000	0	
通信運搬費	120,000	120,000	0	
消耗什器備品費	80,000	80,000	0	
消耗品費	130,000	130,000	0	
印刷製本費	70,000	70,000	0	
研修・図書費	10,000	10,000	0	
賃借料	340,000	340,000	0	
雑費	50,000	100,000	△ 50,000	

科 目	令和6年度 (A)	前年度 (B)	増減 (A-B)	備考
管理費	1,620,000	1,620,000	0	
給料手当	900,000	900,000	0	
福利厚生費	10,000	10,000	0	
事務委託費	240,000	240,000	0	
会議費	60,000	60,000	0	
旅費交通費	110,000	110,000	0	
通信運搬費	20,000	20,000	0	
消耗什器備品費	30,000	30,000	0	
消耗品費	20,000	20,000	0	
印刷製本費	30,000	30,000	0	
研修・図書費	110,000	110,000	0	
賃借料	80,000	80,000	0	
雑費	10,000	10,000	0	
經常費用計	66,490,000	83,840,000	△ 17,350,000	
当期經常増減額	90,000	40,000	50,000	
2 經常外増減の部				
(1) 經常外収益				
經常外収益計	0	0	0	
(2) 經常外費用				
經常外費用計	0	0	0	
当期經常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	90,000	40,000	50,000	
一般正味財産期首残高	123,924,000	127,974,000	△ 4,050,000	
一般正味財産期末残高	124,014,000	128,014,000	△ 4,000,000	
Ⅱ. 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	60,721,000	61,281,000	△ 560,000	
指定正味財産期末残高	60,721,000	61,281,000	△ 560,000	
Ⅲ. 正味財産期末残高	184,735,000	189,295,000	△ 4,560,000	

令和6年度収支予算書内訳表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的 事業会計	法人会計	内部取引	合計
I. 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	920,000		920,000
基本財産運用益	0	920,000		920,000
特定資産運用益	4,890,000	1,180,000		6,070,000
預り金運用益	4,890,000	1,180,000		6,070,000
事業収益	6,500,000	0		6,500,000
特定野菜補助金	1,000,000	0		1,000,000
特定野菜造成資金負担金	500,000	0		500,000
特定野菜交付準備金戻入	5,000,000	0		5,000,000
受取補助金	50,000,000	0		50,000,000
指定野菜価格安定対策事業補助金	7,000,000	0		7,000,000
果樹経営支援対策事業補助金	23,000,000	0		23,000,000
果樹未収益期間支援事業補助金	20,000,000	0		20,000,000
普通財産収益	1,960,000	1,130,000		3,090,000
受取助成金	1,450,000	0		1,450,000
交付準備金運用益	510,000	0		510,000
一般正味財産運用益	0	1,130,000		1,130,000
経常収益計	63,350,000	3,230,000		66,580,000
(2) 経常費用				
事業費	6,500,000	0		6,500,000
特定野菜等価格差補給事業	2,000,000	0		2,000,000
特定野菜等価格差補給事業戻入金	3,000,000	0		3,000,000
特定野菜交付準備金繰入	1,500,000	0		1,500,000
補助事業費	50,000,000	0		50,000,000
指定野菜価格安定対策事業	7,000,000	0		7,000,000
果樹経営支援対策事業	23,000,000	0		23,000,000
果樹未収益期間支援事業	20,000,000	0		20,000,000
特別事業費	1,900,000	0		1,900,000
野菜果実特別事業	1,500,000	0		1,500,000
消費宣伝費	400,000	0		400,000
事業管理費	6,470,000	0		6,470,000
給料手当	5,010,000	0		5,010,000
福利厚生費	20,000	0		20,000
会議費	300,000	0		300,000
旅費交通費	340,000	0		340,000
通信運搬費	120,000	0		120,000
消耗什器備品費	80,000	0		80,000
消耗品費	130,000	0		130,000
印刷製本費	70,000	0		70,000
研修・図書費	10,000	0		10,000
賃借料	340,000	0		340,000
雑費	50,000	0		50,000

科 目	公益目的 事業会計	法人会計	内部取引	合計
管理費	0	1,620,000		1,620,000
給料手当	0	900,000		900,000
福利厚生費	0	10,000		10,000
事務委託費	0	240,000		240,000
会議費	0	60,000		60,000
旅費交通費	0	110,000		110,000
通信運搬費	0	20,000		20,000
消耗什器備品費	0	30,000		30,000
消耗品費	0	20,000		20,000
印刷製本費	0	30,000		30,000
研修・図書費	0	110,000		110,000
賃借料	0	80,000		80,000
雑費	0	10,000		10,000
經常費用計	64,870,000	1,620,000		66,490,000
当期經常増減額	△ 1,520,000	1,610,000		90,000
2 經常外増減の部				
(1) 經常外収益				
經常外収益計	0	0		0
(2) 經常外費用				
經常外費用計	0	0		0
当期經常外増減額	0	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 1,520,000	1,610,000		90,000
一般正味財産期首残高	95,557,000	28,367,000		123,924,000
一般正味財産期末残高	94,037,000	29,977,000		124,014,000
II. 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0		0
指定正味財産期首残高	41,691,000	19,030,000		60,721,000
指定正味財産期末残高	41,691,000	19,030,000		60,721,000
III. 正味財産期末残高	135,728,000	49,007,000		184,735,000

Ⅲ 資金調達及び設備投資の見込み
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1. 資金調達の見込みについて
予定はない。
2. 設備投資の見込みについて
予定はない。